

令和2年3月27日

一般社団法人日本生産技能労務協会会長 殿

新型コロナウイルス感染症に係る 派遣労働者の雇用維持等に対する配慮に関する要請書

労働者派遣事業関係業務の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り厚く感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係る派遣労働者の雇用維持等に対する配慮については、3月5日付けで要請したところですが、労働者派遣契約や労働契約の更新等が多くなる年度末を迎えること等を踏まえ、改めて、派遣労働者の雇用の安定とその保護を図るための対応をお願いいたします。

具体的には、「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針」(平成11年労働省告示第137号)に規定するように労働者派遣契約の解除や不更新により派遣労働者の就業場所が確保できない場合であっても、派遣先と協力しながら従業員の休暇に伴う代替人員を求める別の派遣先等の就業場所を確保していただくなど派遣労働者の新たな就業機会の確保を図るようお願いいたします。

また、上記の就業機会の確保ができない場合でも、休業等により労働者の雇用の維持を図った場合に、それに要した休業手当等の一部を助成する雇用調整助成金(新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主に対する支給要件の緩和等の特例措置を実施済み。加えて、地方公共団体の長が、一定期間、住民・企業の活動の自粛を要請する旨の宣言を発出している地域(現時点では北海道)は、その期間中、1週間の所定労働時間が20時間に満たない労働者も助成対象。)を活用いただき、年度末を迎えるに当たっても安易な雇止めは行わず、休業等を行うことにより、雇用の維持を図っていただくようお願いいたします。

特に、派遣先の同一の組織単位での派遣就業見込みが一定期間以上である派遣労働者については、雇用安定措置(派遣先への直接雇用の依頼、新たな派遣先の提供等の措置)の義務等が生じることから、派遣元事業主としての責務を適切に果たしていただく必要があります。

なお、やむを得ず雇止め、解雇等をしようとする場合でも、労働者の生活の激変を緩和し求職活動への支障が生じないよう、社員寮等に入居している労働者については離職後も引き続き一定期間の入居について、派遣先とも協力して、できる限りの配慮に努めて頂くようお願いいたします。

派遣労働者の雇用維持・確保等に向けて、上記のとおり、貴団体の会員企業に対し、御協力をお願いしたく、周知啓発をお願い申し上げます。

厚生労働省職業安定局長

小 林 洋 司